

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>				
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（法第二十九条第二項の政令で定める期間）</p> <p>第八条 法第二十九条第二項の政令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる駐留軍用地跡地について、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">駐留軍用地跡地</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">期間</td> </tr> <tr> <td>平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域</td> <td style="text-align: center;">二年</td> </tr> </table> <p>第九条（略）</p>	駐留軍用地跡地	期間	平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	二年	<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第八条（略）</p>
駐留軍用地跡地	期間				
平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	二年				